### 情報公開·個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件

災害時の救助活動に必要な情報の提供について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

#### 【諮問】

- ◇第11条第2項第5号(目的外利用)
- ◇第12条第2項第4号(外部提供)

(担当部課:区長室 危機管理課 事業推進係)

### 事業の概要

事業名	災害時の救助活動に必要な情報の提供に関する業務
担当課	区長室 危機管理課
目的	高齢者や要介護認定者など、自力で脱出や避難することが困難な区民の
	情報を事前に消防署に提供することにより、災害時の迅速な救助活動を支援し、「救える命」の救助を可能にする。
対象者	1 75歳以上の者のうち、次のア又はイに該当する者 ア 一人暮らしの者 イ 上記アを除く、65歳以上の者のみで構成された世帯に属する者 2 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める要介護の認定を受けた者の うち、次のア又はイに該当する者 ア 一人暮らしの者 イ 上記アを除く、65歳以上の者のみで構成された世帯に属する者 3 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定 める肢体不自由で、次のアからウのいずれかの障害種別及び等級に該当する者 のうち、一人暮らしの者 ア 下肢1級から3級 イ 体幹1級から3級 ウ 移動機能1級から3級
事業内容	1 上記の対象者に該当する区民(約 46,000 名)について、次の個人情報をリストアップする。 住所 氏名 生年月日 性別 2 前1のデータを、管轄する消防署に文書にて提供する。 なお、情報提供に際し、事前に区と各消防署において協定を締結する。 3 各消防署において、提供されたデータを警防情報システムに入力する。 4 災害発生時、前3のデータは出場指令書の地図上に「❤」で記され、また署内の警防情報システム内の情報を無線や携帯電話により出場隊に伝達する。 5 情報をあらかじめ把握して出場した隊は、現場到着後、直ちに救助、救護に着手できる。 6 本情報の更新については、年に2回行い、前回提供した情報と変更となっている部分を、管轄する消防署に文書にて提供する。 ※ 本事業に関する情報の抽出については、情報政策課に依頼する。

## 件名 災害時の救助活動に必要な情報の提供に関する業務のための 要介護認定者の管理業務に関する情報の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	福祉部介護保険課	利用課	区長室危機管理課
登録された個人情報業務の名称	要介護認定者の管理業 務	登録された (登録 する予定の) 個人 情報業務の名称	災害時の救助活動に必要な情報 の提供に関する業務
情報はどのよう な媒体に記録さ れているか	サーバー内の磁気ディスク	情報はどのよう な媒体で提供を 受けるのか	紙
登録業務で保有している情報項目は何か	被者所括日果決由意由查名資結で病請調日ラ月申同見無機番院の名生援申要年介、認コ性、、見医由実定要属者のの主名、関号者を日本名請介月護一定一別出延込療、施取失出情無報医所終別、大、認、認該查変間查区、認特名消定変喪動供師へ、、日見保別、当申定日当会更、員分出定定、日年更失日へのの医電、書院住包請結、理の理審氏、席ま疾申、月フ年、の意有療話入作際住包請結、理の理審氏、席ま疾申、月フ年、の意有療話入作	左欄のうち利用する情報項目	介護保険法に定める要介護の認定を受けた者のうち、次の 又はイに該当する者の住所、 名、生年月日、性別 ア 一人暮しの者 イ アを除く65歳以上の者の みで構成された世帯に属する者

	成回数、他科の受診の有無、意見書情報(傷なりの)、意見見、特別な意見、特別な事の力護に関する意見、がままれて、動変を見い、の他特に関するき名、の他特に関するき名、の他特に関するき名、の他特に関するき名を表して、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、ののでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが		
何のために保有しているのか	査項目 要介護認定者の管理 を行うため	何のために目的 外利用するのか	災害時の救助活動に必要な情報を、管轄する消防署に提供するため
緊急時の利用の 場合における本 人通知の状況	*****	目的外利用の時 期・期間	本審議会決定後、 平成20年7月実施予定(以降、 年2回程度、情報を更新する。)

# 件名 災害時の救助活動に必要な情報の提供に関する業務のための 障害者手帳に関する情報の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	福祉部障害者福祉課	利用課	区長室危機管理課
登録された個人情報業務の名称	障害者手帳	登録された (登録 する予定の) 個人 情報業務の名称	災害時の救助活動に必要な情報 の提供に関する業務
情報はどのよう な媒体に記録さ れているか	サーバー内の磁気ディ スク	情報はどのよう な媒体で提供を 受けるのか	紙
登録業務で保有している情報項目は何か	居住地·氏名·顏写真。 居住地·氏名·顏写真。 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	左欄のうち利用する情報項目	身体障害者福祉法施行規則別 表第5号に定める肢体不自由 で、次のアからウのいずれかの 障害種別及び等級に該当する者 のうち、一人暮らしの者の住所、 氏名、生年月日、性別 ア 下肢 1級から3級 イ 体幹 1級から3級 ウ 移動機能 1級から3級
何のために保有 しているのか	障害者手帳に関する業 務を行うため	何のために目的 外利用するのか	災害時の救助活動に必要な情報を、管轄する消防署に提供するため
緊急時の利用の 場合における本 人通知の状況	*****	目的外利用の時 期・期間	本審議会決定後、 平成20年7月実施予定(以降、 年2回程度、情報を更新する。)

## 件名 災害時の救助活動に必要な情報の区内3消防署への外部提供に ついて

区保有情報		外部提供先及び提供情報	
保有課(担当課)	危機管理課	提供先	区内3消防署 (四谷、牛込、新宿)
登録業務の名称	災害時の救助活動に必要な 情報の提供に関する業務	提供先業務の名 称	災害時の救助活動に必要な 情報の提供
情報はどのよう な媒体に記録さ れているか	紙	情報はどのよう な媒体で提供さ れるのか	紙
登録業務で保有している情報項目は何か	次名 1 次 7 5 5 者 議さ 、 要の当 歳さ 行るら別の 5 3 税 を 1 次 7 5 次 7 4 次 7 5 5 成 8 5 3 が 8 5 3 が 8 5 3 が 8 5 3 が 9 5 6 5 が 9 5 7 4	左欄のうち提供される情報項目	すべて

何のために保有 しているのか	管轄消防署に対し、災害時 の救助活動に必要な情報を 提供するため	何のために提供 を希望するのか	高齢者や要介護認定者など、自力で脱出や避難することが困難な区民の情報を事前に消防署に提供することにより、災害時の迅速な救助活動を支援し、「救える命」の救助を可能にする。
提供に当たって の区としての情 報保護対策は何 か	新宿区と区内3消防署に おいて、協定を締結する。	提供先としての情報保護対策は何か	新宿区と区内3消防署に おいて、協定を締結すると ともに、提供された情報に ついては東京都個人情報の 保護に関する条例、東京消 防庁個人情報事務取扱要 綱、東京消防庁情報通信規 程事務処理要綱に基づき、 適正に管理する。
緊急時の提供の 場合における本 人通知の状況	*****	外部提供の時期	本審議会決定後、 平成20年8月実施予定(以 降継続)

#### (案)

#### 新宿区災害時要援護者名簿に関する協定書

新宿区(以下「甲」という。)と四谷消防署(以下「乙」という。)、牛込消防署(以下「丙」という。)及び新宿消防署(以下「丁」という。)とは、火災、地震、風水害等の災害発生時に高齢、障害等により自力で避難することが困難な者(以下「災害時要援護者」という。)に関する個人情報を記載した名簿(以下「名簿」という。)の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

- 第1条 甲は、災害時要援護者に対する安否確認、避難誘導、救出、救護等の緊急対応(以下「緊急対応」という。)を行うため、平常時において、乙、丙及び丁の管内ごとに名簿を作成し、乙、丙及び丁に対し、当該管内の名簿を提供する。
- 第2条 乙、丙及び丁は、緊急対応に必要な範囲内で名簿を使用するものとす る。
- 第3条 名簿に記載する情報は、住所、氏名、生年月日及び性別とし、対象者は、次のとおりとする。
  - (1) 75歳以上の者のうち、次のア又はイに該当する者
    - ア 一人暮らしの者
    - イ 上記アを除く、65歳以上の者のみで構成された世帯に属する者
  - (2)介護保険法(平成9年法律第123号)に定める要介護の認定を受けた 者のうち、次のア又はイに該当する者
    - ア 一人暮らしの者
    - イ 上記アを除く、65歳以上の者のみで構成された世帯に属する者
  - (3) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号 に定める肢体不自由で、次のアからウのいずれかの障害種別及び等級に該 当する者のうち、一人暮らしの者
    - ア 下肢1級から3級
    - イ 体幹1級から3級
    - ウ 移動機能1級から3級
  - (4) 上記(1) から(3) のほか、甲乙丙丁が協議して定めた者

- 第4条 乙、丙及び丁は、名簿について東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)に基づき適正な管理を行わなければならない。
- 第 5 条 乙、丙及び丁は、紛失、破損、漏えいその他前条の適正な管理に支障があったときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- 第6条 乙、丙及び丁は、甲から要請があったときは、速やかに名簿を返却するものとする。
- 第7条 この協定に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)、東京都個人情報の保護に関する条例及び新宿区 個人情報保護条例(平成17年新宿区条例第5号)の趣旨に則り、甲乙丙丁 が協議した上で定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙、丁、記名押 印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

- 甲 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区長 中山 弘子
- 乙 新宿区四谷三丁目10番地 東京消防庁四谷消防署 消防署長 內山 徹
- 丙 新宿区筑土八幡町5番16号 東京消防庁牛込消防署 消防署長 加藤 秀之
- 丁 新宿区百人町三丁目 2 9 番 4 号 東京消防庁新宿消防署 消防署長 野原 英司